

昭和二十七年法律第百十七号

公務員等の懲戒免除等に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、大赦又は復権(特定の者に対する復権を除く。以下同じ。)が行われる場合における公務員等に対する懲戒の免除及び公務員等の弁償責任に基く債務の減免について定めることを目的とする。

(国家公務員等の懲戒免除)

第二条 政府は、大赦又は復権が行われる場合においては、政令で定めるところにより、国家公務員その他政令で定める者(以下「国家公務員等」という。)で懲戒の処分を受けたものに対して将来に向かつてその懲戒を免除すること及びまだ懲戒の処分を受けない国家公務員等に対して懲戒を行わないことができる。

(地方公務員の懲戒免除)

第三条 地方公共団体は、前条に規定する場合においては、条例で定めるところにより、地方公務員で懲戒処分を受けたものに対して将来に受けたものに対して懲戒を行わないことができる。

(出納職員、予算執行職員等の弁償責任に基づく債務の减免)

第四条 政府は、第二条に規定する場合においては、政令で定めるところにより、支出官、出納官吏その他の国、公團、公庫等の出納職員、予算執行職員等で政令で定めるものの弁償責任(これに準ずる責任で政令で定めるものを含む。以下同じ。)に基づく債務(租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に関する法律(昭和二十六年法律第百九十七号)の規定による国)の定期貸借権又は据置貸借権に係る債務で当該弁償責任に係るもの)を将来に向かつて減免することができる。ただし、本人の犯罪行為による弁償責任に基づく本人の債務については、この限りでない。

(会計管理者等の賠償の責任に基く債務の减免)

第五条 地方公共団体は、第一条に規定する場合においては、条例で定めるところにより、会計管理者その他法令の規定に基いて現金又は物品を保管する地方公共団体の職員の賠償の責任に基く本人の債務については、この限りでない。(懲戒の処分に基く既成の効果)

第六条 懲戒の処分に基く既成の効果は、第二条及び第三条の規定に基く懲戒の免除によつて変更されることはない。

(資格の回復)

第七条 懲戒の処分を受けたことに因り国家公務員となる資格(地方公務員となる資格)地方公務員となるための競争試験若しくは選考を受けた者は、その資格又はそれらの資格以外の他の法令で定める資格を失つてゐる者は、同条又は第三条に基きその懲戒を免除されたときは、その日において、それらの資格を回復する。

(不服申立て等との関係)

第八条 第二条から第五条までの規定は、懲戒の処分を受け、又は弁償若しくは賠償を命ぜられた者が、その処分に対し、法令の規定により審査請求その他の不服申立てをし、又は訴え提起する権利に影響を及ぼすものではない。

附 則 (昭和三十七年九月一五日法律第一号)抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年十月一日から施行する)

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。

附 則 (昭和三十七年十月一日から施行する)

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九号)抄

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものと起については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五十三条号)抄

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合は、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九号)抄

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定により改訂前の法律の規定によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものと起については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五十三条号)抄

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五十三条号)抄

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。